

第 16 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

処分する財産の表示			処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	熊本市中央 区花畑町1 2番26	747.10平方メートル	株式会社ウェルホールディングス	株式会社ウェルホールディングスのビル	1,515,000,000円 (建物の処分に伴う消費税及び地方消費税の額65,811,664円を含む。)
建物		4,699.62平方メートル			

(提案理由)

熊本テクノプラザを株式会社ウェルホールディングスのビルとして処分する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。